

事業活動

- ・平成19年度年初暫定収支予算を承認 ----- 臨時理事会 - 1月30日 - ---- 2

業務日誌より

- ・「量より質への転換を」流通秩序の回復をアピール ----- 各地で賀詞交換会 - ---- 4
- ・第21回 異業種交流委員会開催 ----- 2月16日 - ---- 6
- ・研修会開催 ----- 2月22日 - 近畿支部 - ---- 7

関連省庁からのお知らせ

- ・改正容器包装リサイクル法・政省令の概要 ----- 7
- ・「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドラインについて」について ----- 農林水産省総合食料局 - ---- 12
- ・広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について ----- 厚生労働省医薬食品局 - ---- 35
- ・食品期限表示の設定のためのガイドラインの周知徹底について ----- 農林水産省消費・安全局 - ---- 37
- ・食品リサイクル制度の見直しについて ----- 農林水産省総合食料局 - ---- 44

回								
覧								

## 事業活動

# 平成19年度 年初暫定収支予算案承認

—臨時理事会—1月30日—

平成19年1月30日（火）日食協会議室において、午後3時より臨時理事会が開催された。これは定款第39条の定めにより、毎年4月1日より開始される新年度の当初期間については、5月中に開催される総会にて議決される予算成立迄、執行されるべき予算がない事から、例年この時期に暫定予算として理事会で（本来は総会を開催して）議決すべきものとされている事によるものである。当日は引き続き執行運営委員会を開催する事として、予め各理事にこの暫定予算案についてご意見、賛否についてご案内し、執行運営委員会出席者が委任状により各理事の代理を兼ねる形で開催された。この臨時理事会の内容については、議事録の抜粋を以下に掲載します。

出欠状況：           理事総数 26名中 出席理事 11名 委任状出席 15名 計26名  
                          監事総数 3名中 出席監事 1名 委任状出席 2名 計 3名

出席理事氏名：  國分勘兵衛（代理 清水 宣和）、後藤 雅治（代理 皆本 睦夫）  
                          吉野 芳夫（代理 竹田 勝之）、濱口 泰三（代理 佐藤 保美）  
                          津久浦慶之（代理 津久浦慶信）、水足 眞一（代理 笠井 隆）  
                          三枝 皓祐（代理 小林 由朗）、磯野 謙次（代理 大竹一太郎）  
                          鈴木 重一（代理 牧野 和義）、加藤 武雄（代理 破魔 重美）  
                          奥山 則康

委任状出席理事：  山本佳宏、村山圭一、堀内琢夫、濱口吉右衛門、上田弘、永津邦彦、  
                          桑島敏彰、中村成朗、竹内克之、本村道生、柳川信、中島保、菱田州男、  
                          大野志郎、成田健

出席監事：           牧 明夫（代理 奥山利一）

委任状出席監事：  萩原弥重、横山敬一

議案           第1号議案   平成19年度年初収支暫定予算の件  
                  第2号議案   その他

定刻、事務局より開会の案内と本日の出欠状況を報告。理事会の成立を確認。

正・副会長いずれも代理出席なので、定款第14条3項に基づき議長として、専務理事の就任の是非について諮ったところ、異議なく承認されたので奥山則康専務理事が議長席に着席した。

議長は直ちに議事録署名人として、佐藤保美理事代理と破魔重美理事代理を指名し、了承を

得たので議事に入った。

#### 第1号議案 平成19年度年初収支暫定予算の件

議長より資料1の予算案と策定経緯について説明し、さらに事前に各理事・監事に質疑と賛否を問うた結果、全員質問もなく異議もなく賛成との回答文書を得ている旨の報告を行った。ここで改めて出席者に賛否、質疑を問うたが、異議なく承認された。

尚、この暫定予算は5月に予定されている総会において議決される平成19年度収支予算に包含される事も併せて確認した。

#### 第2号議案 その他

議長より出席者に問題提起の有無を諮ったが、何もなかった。

以上で、予定の議題の審議が終了したので議長より閉会を告げた。

以上

### 平成19年度年初収支暫定予算（案） （自平成19年4月1日～至平成19年5月24日）

#### 1 収入の部

大科目	中科目	金額（円）
会費収入	会員会費収入	8,934,000
雑収入	雑収入	12,000
当期収入合計		8,946,000
前期繰越収支差額		13,308,098
収入合計		22,254,098

#### 2 支出の部

大科目	中科目	金額（円）
事業費	調査研究事業費	2,990,000
	知識啓発事業費	970,000
管理費	人件費	2,700,000
	会議費	260,000
	事務諸費	1,910,000
当期支出合計		8,830,000
当期収支差額		116,000
次期繰越収支差額		13,424,098

#### 議案内容について

定款第39条により、平成19年度年初{平成19年4月より平成19年5月24日(総会開催予定日)まで}収支暫定予算を次の如き立案方針で策定致しました。

収入の部であります、前期からの繰越分については平成18年度予算の翌期繰越金額としました。

会費収入については、当局の指導に基づき、平成18年度実績(9月末)額の「12分の2(2ヶ月分の意)」としました。

支出については、調査研究費・知識啓発事業費ともに平成18年度実績を参考とし推計しました。

人件費については、平成19年度見込み額にて算出しました。

会議費と事務諸費については、18年度実績(2ヶ月間)と同額として算出致しました。

以上

## 業務日誌より

# 「量より質への転換を」流通秩序の回復をアピール

—各地で新春賀詞交換会—

「酒類食料品業懇話会」の新年交歓会が1月5日、東京・水天宮のロイヤルパークホテルで開催され、食品メーカー、卸売業など関係者700人超が参加した。恒例の君が代と1月1日の歌を全員で斉唱した後、開宴の冒頭、国分(株)の國分勘兵衛会長兼社長が「景気も緩やかなペースながら上昇を続け、日本経済も大変頼もしく感じている。しかし我々の業界は消費人口の減少という問題が現実のものになってきた。また、シェア争い、供給過剰、需給のアンバランスなどを背景にデフレから抜け出せない状態にある。今年は少し発想を変えて、量から質への転換をみんなで考えていかねばならない。少し控えめ、ちょっと少なめということを念頭において仕事を進めていくべきだろう。それが市場の安定や流通秩序の回復につながっていくのではないか」と挨拶した。

日本缶詰協会や日本加工食品卸協会をはじめとする関係8団体主催の「缶詰業界新年賀詞交換会」が1月5日、東京・大手町のパレスホテルで開催され、全国の有力製造・販売・容器・関連業者や関係官庁、食品産業関係者など500人が出席した。冒頭、日本缶詰協会会長の小瀬方氏(ハウス食品(株))が「国内環境においては少子高齢化がより現実的な問題として迫ってきており、大きな転換期を迎えている。しかし、この現実をアゲインストとして捉えるのではなく、新しい価値を持った製品とサービスの提供をスピードを持って行っていく事が大事である。方向性の一つが『個食化・即食化』であり『健康とおいしさ』である。消費者ニーズに対応した個食・即食化製品の提供及び健康とおいしさを兼ね備えた製品の提供が対応しなければならないことだ。この意味で、缶瓶レトルト製品は大きな潮流の中で時代の要請にマッチして

おり、再評価のチャンスが到来したと考えている。我々の製品の多くは、まさに個食・即食に対応した製品である。そこに新しい技術で健康とおいしさを付加すれば、新たな需要を呼び込む事ができると考える。今年当協会が昭和2年に誕生して80年目を迎える。80周年を機にお客様の立場から見たメリット、デメリットを整理し、改良を続け、新しい価値も提供して、よさをアピールすべきと思う。業界全体が意欲を持って取り組むべきと考える」と述べた。ついで松岡利勝農水大臣（佐藤和彦農水省総合食料局次長代読）は「近年、経済のグローバル化の進行とともに各国の食糧事情も広域化・国際化してきている。このような中で農林水産行政の推進に当たっては、食品産業を含めた我が国農林水産業の持つ潜在能力を最大限引き出し、21世紀にふさわしい戦略産業へと発展していけるよう農林水産物、食品の輸出の促進、担い手への施策集中化、バイオマスの利用の加速化など、更なる攻めの視点で施策を展開していく。特に農林水産物、食品の輸出については、平成25年までに1兆円規模に拡大する事を目指している。その一環として日本食ファンを世界中に広げるため、現地における日本食の優良店の普及を進める。この取り組みを通じて、日本の新鮮な農林水産物や缶・びん詰・レトルト食品など高度な加工食品の輸出促進につながることを期待している。また、経済発展が著しい東アジア地域での我が国の食品産業の事業展開はこれまでの個々の企業の努力により進められてきたが、まだ、点的なものにとどまっている。これに戦略的に取り組み、我が国食品産業の国際競争力の強化を図るとともに、東アジアの発展に寄与していく。農水省としても缶詰業界のさらなる飛躍のため、皆様と十分連携を取りながら施策の展開を図る」と挨拶した。ついで國分勤兵衛(社)日本加工食品卸協会会長の乾杯で祝宴に入った。

**近畿支部**においては日本加工食品卸協会、大阪府食品卸同業会の共催による「2007大阪食品業界新春名刺交換会」が1月5日、太閤園で業界関係者700人が参加して行われた。冒頭、主催者を代表して日本加工食品卸協会近畿副支部長の浅沼明氏（加藤産業(株)）は「川上インフレ、川上デフレといわれるが、川上は晴時々風、川下は晴時々雨で卸業界はびしょ濡れ状態。これに対抗するのは「ユニットプライスの上昇を図る商品開発、価値作りが求められる。業界が一丸となって食品流通の向上に取り組むべき」と挨拶した。その後、近畿農政局の進藤眞理局長が「自給率が40%を下回る状況が続くが、この向上を図るため消費、生産の両面に働きかけたい」と話した。その後大阪府食品卸同業会の米谷晴生会長（(株)大トウ）による発声で懇親会がスタートした。中締めは佐藤進氏（伊藤忠食品(株)）が「今年の干支の亥のように、逆風をものともしない猛進で儲けたい。大阪は商人の町で、商売繁盛の気運を皆で作ってほしい」と呼びかけ終了した。

**北海道支部**は1月5日に京王プラザ札幌で「平成19年加工食品業界新年交礼会」を開催し会員、賛助会員など約300人が参加して行われた。村山圭一支部長（(株)スハラ食品）は「過去の亥年は天災が多く明るい話題がない。今年も恐らく厳しい環境が続く。流通業界は川上がインフレで原材料が値上げ、川下はデフレで競争が激しく、その間に入る問屋は一段と厳しい。これまで卸・小売で進んで来た再編がいよいよメーカーでも始まった。道内では小売業界の寡占化がますます進み、大手3グループで5割を超えている。日食協の活動では新価格体系再構築委員会を設置し、メーカーと一緒に新価格体系について研究していきたい。道内では①優越的地位の濫用の調査研究 ②メーカーとの密な情報交換 ③地方支部との情報交換 を大

きなテーマで進めたい。売上げ至上主義から脱却し、問屋も帳合取りはやめる。メーカーも商品価値を落とすようなシェア争いはやめて欲しい。優秀で若い人材が集まり。夢のある商品業界にしたい。」と述べた。賛助会員世話人代表の今井良輔氏(味の素(株))は「食品業界は小売・卸業界の統合、M&Aが一段落し、いよいよ今年は川上のメーカー段階で変動が起きてくる。明るい話題は今年も旭山動物園。ここはアイデア、工夫だけではなく信念、軸がある。我々身近にも北野の大地から這い上がっているところがたくさんある。アークス、コープサッポロなど勝ち組は立派に考え、学習し、行動している。我々も負けないよう、この難局を乗り越えたい。」と述べた。その後、谷口文夫氏(東洋水産(株))が乾杯の発声をおこない開宴した。

九州沖縄支部は1月5日、「平成19年度新年交礼会」をホテル日航福岡で開催し、福岡県の主要卸はもとより、九州各地区卸同業会、商社、メーカー幹部らが出席し、新年の始まりを祝った。支部長の本村道生氏(コゲツ産業(株))は「戦後最長のいざなぎ景気を上回るといわれるが、国民生活には反映されていない一面もある。食品業界では厳しい状況が続き、川上がデフレ状態にある。原油や穀物相場が高騰、加えてアジアでの生活レベルが向上し、世界の胃袋が膨張。食糧資源の争奪戦が繰り広げられている。小売業界の競争が激しく、オーバーストアが続き、価格はまだ下がる傾向を示している。コスト圧力は強く、経済活動が好調の中でも食品業界は多忙で且つ利益が出ない。今年も食品業界は多忙であっても、利益の出る業界にしたい。当会が提言しているのは「機能とコストが反映した新たな価格形成」だ。今年も当会の活動として、業界秩序を形成し、働きがいのある食品業界になるよう努力したい。皆様方のご理解とご支援をお願いする」と挨拶した。ついで村林 誠氏(味の素(株))は「去年は景気拡大の実感はなく、厳しさだけが残った感がある。家計支出は伸びず、メーカーは世界的なコスト高、小売業も価格競争に歯止めがかからない。卸売業も小売からの要請に苦慮した。今年も緩やかなインフレといわれるが、大きな市場の変化はないだろう。だが、商品や売り方によって消費者に届くものはあると思う。昨年改正された「まちづくり3法」は小売出店環境に影響を与え、地域での競争は激化が予想される。食品卸も変化対応だけではなく、先取りしていく事。提携、合併だけではなく、マネジメント、ロジステイクス、マーチャンダイジングをこれまで以上に強化し、差別化を進めていくものと思う。九州地区は豊かな食品素材に恵まれ、日本一の農産物も多い。内食率も高く、こだわりの気質も大きい。これは食品産業にとってチャンスがある。目的と目標を明確に定め、亥のように猛進する一年になればと思う」と挨拶した。

## 第21回 異業種交流委員会開催

—2月16日—

平成19年2月16日(金) 午後2時から第21回異業種交流委員会が開催された。

今回は当協会が当番幹事にあたるため当協会の会議室で、異業種7団体から15名が参加して行われた。各団体からの主要議案内容は、それぞれの団体が「大規模小売業告示」が施行されて約1年が経過したことから、取引慣行の実態調査を行っており、その結果の分析、報告で

あった。その中で特にセンターファイに関する問題が、共通のテーマとして関心が高かった。その他小売業のPBの増加に伴う対応策（返品や物流等）やメーカーから卸の倉庫入れに対する物流効率化に対する提言等各団体から提起された内容について熱心に討議、意見交換が行われ午後4時過ぎに閉会とした。次回は10月10日（水）に全国菓子卸商業組合連合会の当番幹事で開催予定。

## 研修会開催

—2月22日—近畿支部—

2月22日（木）に日本加工食品卸協会 近畿支部（濱口泰三支部長）と大阪府食品卸同業会（米谷晴生会長）共催の研修会が大阪市都島区の太閤園で開催された。当日は会員及び賛助会員ら約160人が出席した。冒頭、主催団体を代表して濱口支部長（伊藤忠食品(株)）が挨拶し「昨年9月までのGDPの伸びが1.7%、輸入が17~18%、民間設備投資が14%~15%の伸びとなったが、個人消費はゼロ%で伸びていない。我々業界が景気の実感がないというのはそういうところに出ている。また、税金を見ると法人税、所得税が大幅に増加している。特に法人税は財務省の予測よりも大きく伸びると予測され、政府に余裕が出てきているため、景気が腰折れしても財政投入して景気をした支えするので、当分景気は大丈夫だと見ている。今日の演題は『人は何によって輝くのか』であるが、言葉を置き換えると『卸は何によって輝くのか』『食品業界は何によって輝くか』を念頭において勉強したい」と述べた。研修会では作家の神渡良平氏が「指導者の条件—人は何によって輝くのか」をテーマに講演した。

## 関連省庁からのお知らせ

## 改正容器包装リサイクル法・政省令の概要

### 改正の骨子

容器包装リサイクル法の一部を改正する法律は、平成18年6月15日に交付され、平成19年4月1日から施行される。法の公布後、①自主回収認定、②排出抑制促進措置、③資金拠出制度、④再商品化手法、⑤簡易算定方式、⑥PET区分見直し、などの規定に

関する政令及び省令がそれぞれ平成18年12月に公布され、改正法の骨子が明らかにされた。

主な改正事項は次のとおり。

- ・容リ法において、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進することを明確にするため、国及び地方公共団体の責務等に、容器包装廃

棄物の排出の抑制の促進に係る規定が加えられた。

- 分別収集された容器包装廃棄物の国外への流出など、再商品化のための円滑な引渡しが行われていない状況にかんがみ、円滑に再商品化を進めるため、基本方針に定める事項に、「分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」が加えられた。
- 容器包装の定義が改正された。今後、レジ袋の有料化等の取組が進むことが予想されることを踏まえ、容り法の規制対象となる「容器包装」に、容器及び包装自体が有償であるもの（例：有料のレジ袋）が含まれることが明確となるよう、定義規定が改められた。このことにもない、政令で「レジ袋、紙袋、ダンボール」を前年度実績で年間50トン以上排出する小売事業者を取組状況の定期報告を義務づけた。
- 事業者が市町村に資金（分別収集、保管費用の一部）を拠出する仕組みが創設された。18年11月から具体的な仕組み（委託単価・<市町村の>分別収集計画および実績報告・基準年度の設定など）を検討、拠出制度実施は20年4月以降になる。資金拠出制度の創設にもない、政令で、市町村に分別収集計画の公表を義務づけた。また、再商品化計画の策定時期を1年前倒しする施行規則の改正が省令で定められた。
- ポリエチレンテレフタレート製容器（PETボトル）に係る見直しが行われた。従来は「飲料（酒類を含む。）及びしょうゆ」を充てんするためのPETボトルに限られていたが、省令で「みりん調味料」、「食酢」、「調味酢」、「めんつゆ」、「ノンオイルドレッシング」が新たに加えることが定められた（これら容器は従来のプラスチック容器区分から移行する）。このことにより、追加品目のPETボトルは、容器

リサイクル協会へ支払う委託単価が大幅に引き下がる。PETが有償取引物と認められるようになれば、「缶」などと同じように委託費負担がなくなることも考えられる。

- プラスチック製容器包装の再商品化手法に「燃料化」が追加された。容器包装リサイクル法では、再商品化に該当する行為を法律上列挙しており、これらのうち燃料として利用される場合にあつては、燃料として利用される製品を政令で定めるものに限定している。この燃料として利用される製品として、プラスチック製容器包装（ペットボトル以外のもの）に係る分別基準適合物を圧縮又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したものが政令で追加された。
- 自主回収認定の取消しに関する規定が整備された。
  - ①認定後の適切な監督を行うため、自主回収の認定を受けた事業者は、認定に係る回収の実施状況について主務大臣に報告すること。
  - ②自主回収の認定を取り消した際、認定をした場合と同様に公示すること。
- 再商品化義務量の簡易算定方式が変更され、自主回収分を控除できるように省令で定められた。
- 再商品化義務量の基礎となる排出見込量の算出では、特定容器包装利用事業者が「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」及び「事業活動により費消した容器包装の量」を「販売した商品に用いる容器包装の量」から控除できることとされている。現行施行規則においては、控除する量をそれぞれ個別に算定する自主算定方式のほか、個別に算定できない場合に用いる簡易算定方式として、「販売した商品に用いる容器包装の量」に「容器包装廃棄物排出比率」という一定の値を乗じることにより、上記二つの量を一律に控除する方式が



認められている。

この簡易算定方式について、スーパーマーケット等による個別の店頭回収努力が反映されるよう、「自ら又は他者への委託により回収した容器包装の量」については個別に控除できることとし、係数を乗じて一律に控除する対象を「事業活動により費消した容器包装の量」のみとするように施行規則が改正された。

また、「特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令」についても同様の改正が行われた。

再商品化の義務を果たさない特定事業者に対する罰則が強化された。再商品化の義務を果たさない特定事業者に対する抑止効果を高めるため、罰則が政令で、現行の「50万円以下の罰金」から「100万円以下の罰金」に引き上げられた。

以上の改正事項のうち、とくに缶びん詰・レトルト食品事業者に深く関連する「プラスチックの燃料化手法導入」、「資金拠出制度」、「PET区分見直し」の3事項についての政省令内容を次に述べる。

### プラスチックの燃料化

プラスチック製容器包装の再商品化に係る燃料として利用される製品の追加があった。

容器包装リサイクル法では、再商品化に該当する行為を法律上列挙しており、これらのうち燃料として利用される場合にあっては、燃料として利用される製品を政令で定めるものに限定している。今度の改正で、この燃料として利用される製品として、プラスチック製容器包装（ペットボトル以外のもの）に係る分別基準適合物を圧縮又は破碎することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したものが追加された。

また、緊急避難的・補完的な位置づけであることを踏まえ、「容器包装廃棄物の排出抑

制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」に、従来の再商品化手法によっては円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に利用することとし、その際、特に高度なエネルギー利用（※）を図る旨規定されている。

（※）高度なエネルギー利用として紙製容器包装の場合より高い基準、例えば、過去の紙製容器包装のエネルギー利用率の実績平均を超える場合にのみ認めることとする、と定められている。

この規定は、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルの再商品化優先順位の順位変動は行わないことを規定しており、サーマルリサイクルとして認められるのは固形燃料化とセメントキルだけになることを示している。

プラスチックの燃料化について、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG報告書には次のように記述されている。RPF(Refuse Paper and Plastic Fuel)やセメント原燃料などの化石燃料の代替性の高い燃料への利用については、その燃料としての特性からエネルギー効率の高い施設において利用することができるため、市町村の一般廃棄物処理施設における発電・熱利用と比較して優位な利用が可能であることから、プラスチック製容器包装の分別収集量が再商品化能力を上回った場合や他の再商品化手法により適切に再商品化されない場合等における補完的な再商品化手法として制度上位位置付けるべきである。また、新たな手法の導入に当たっては、エネルギー効率等で高い基準を課すほか、循環型社会形成推進基本法における基本原則を踏まえて、運用に当たり既存の再商品化手法との関係上考慮すべき事項について検討すべきである。

省令は、以上のような考え方で定められていると思われるが、運用については次の点に留意すべきであるとの意見が食品業界から出

されている。

「プラスチック製容器包装のサーマルリサイクルについては、急増が懸念される再商品化費用の抑制が期待できるものである。このため、資源の有効利用度や環境負荷の程度、さらには経済性に優れたものについては、本制度の持続的かつ効率的な運営を図る上からも、これを適切に位置づけることが必要である。

また、マテリアルリサイクル優先の取り扱いについては、再商品化に係る入札選定方法の改善等の見直しを行うことが必要である。」

### 市町村への資金拠出制度の創設

事業者が市町村に資金を拠出するという仕組みが創設された。

資金拠出制度の創設にともない、政令で、市町村に分別収集計画の公表が義務づけられた。市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。また、再商品化計画の策定期限を1年前倒しする施行規則の改正が省令で定められた。平成20年4月1日より、事業者が市町村に金銭を支払う仕組みが施行される。支払う金銭の額の算定の基礎となる分別収集見込量をより実態に即した内容とし、より適切な制度運営を図るため、制度が施行される平成20年度において、市町村分別収集計画等を見直す方向で検討されている。このため、市町村分別収集計画等とともに再商品化義務総量の算定根拠となる再商品化計画についても次期計画の策定を平成20年に行うよう、施行規則が改正された。

事業者により製造・利用されたものは、消費活動を通じて容器包装廃棄物として排出されるが、容器包装リサイクル法では、こうした容器包装廃棄物を分別収集して、分別基準に適合した状態とするよう選別し事業者に引き渡すまで保管する役割を市町村が、当該分別基準適合物を引き取って再商品化を実施する役割を事業者が担っている。今回の容リ法

改正を審議する審議会では、「市町村が膨大なコストをかけて分別収集を行っていることや、拡大生産者責任の徹底等の観点から、役割分担の見直しを行うべきではないか、さらにこれによって、容器包装のリサイクルに係るコストが適切に商品価格に内部化されること等により消費者の発生抑制に向けた行動が促進されるのではないか」ということについて論議された。

審議の結果、現行の役割分担の見直しは行わないものの、「再商品化の合理化の程度等を勘案して事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設」することになった。

事業者から市町村への拠出については、実際に再商品化費用が効率化された分のうち市町村の寄与により効率化された程度を数年のスパンで考慮するというものである。しかし、再商品化費用の効率化に寄与する要因には、市町村の取組によるものと事業者の取組によるものがあり、それぞれの寄与分を定量的に把握して算定するのは困難とされる。そこで、市町村と事業者の寄与分を同程度とみなし、事業者から市町村へ拠出される額については効率化分の2分の1とすることとなった。

具体的な拠出の仕組みは次のようになっている。

異物の除去、消費者への適正な分別排出の徹底等による分別基準適合物の質的向上等の市町村の取組と、容器包装の使用の合理化、再商品化手法の高度化等の事業者の取組が進められることによって、再商品化の質の向上・コストの削減といった再商品化の合理化が図られる。

この場合の再商品化費用が効率化された分は、ある年度を基準の年度として、その時点から市町村・事業者の取組がなかった場合に想定される再商品化費用総額と実際の再商品化費用総額の差額であり、図1のように示される。

## PET製容器に係る区分の見直し

現行の容器包装リサイクル法施行規則では、容器包装区分のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製の容器（以下「PETボトル」という。）に区分されるものについては、飲料（酒類を含む。以下同じ。）又はしょうゆを充てんするためのものに限定されている。これは、飲料又はしょうゆを充てんするためのPETボトルが、容器包装リサイクル法制度の構築時に以下の要件を満たしていたことによる。

- ①これらの商品が充てんされたPETボトルが広く流通している
- ②これらの商品を充てんするために使用されているPETボトルが再生利用に適している（延伸性を有し繊維にまで再生できる）
- ③これらの商品が充てんされたPETボトルについては、簡単な洗浄で内容物が洗い出され残存物・残香がほとんど残らない

しかし、近年、飲料又はしょうゆ以外の商品を充てんするためのPETボトルであっても当該要件を満たすものが市場で見られるようになってきており、これらを容器包装区分上PETボトルに区分されるもの（以下「PET区分容器」という。）に追加することとする。

新たにPET区分容器として位置付けられるものは、みりん風調味料、食酢、調味酢、しょうゆ加工品（めんつゆ等）、ノンオイル

ドレッシング等を充てんするためのPETボトルとする。

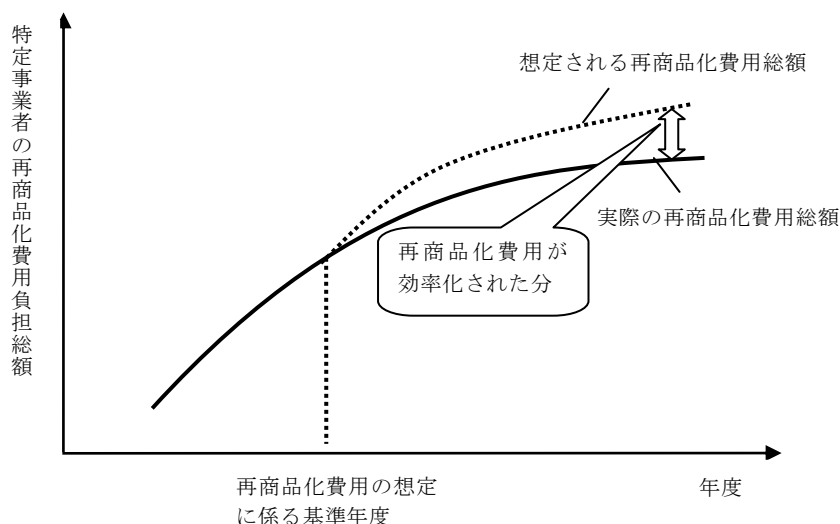
「みりん風調味料やめんつゆ等の容器のように従来プラスチック製容器包装と分類されていたものであっても、PETボトルとしての再商品化に支障がないものについては、容器包装区分を見直す必要がある。」という関連業界などからの意見を入れて、「主務省令で定める容器包装の区分」の見直しが行われた結果、以上の省令が定められた。

なお、次のようなPETボトルは、再生利用に適さないものとして判断されており、PET区分容器ではなく、従来どおりプラスチック区分の範疇に入れられている。

- ①複合素材が容器に用いられているもの（化粧品、医薬品等）
- ②簡単な洗浄で内容物が洗い落とせないもの、洗浄後の残香の強いもの。具体的には、以下の商品を充てんするもの。
  - ・原材料に食用油脂を含むもの（ドレッシング、焼肉のたれ、ごまだれ等）
  - ・粘度の高いもの（ドレッシング、焼肉のたれ、ごまだれ、ソース等）
  - ・濃縮されているもの（洗剤等）
  - ・香料（スパイス等）がきついもの（ソース、生姜焼きのたれ、化粧品等）

（缶詰時報1月より転載）

図1 再商品化費用の効率化のとりえ方



# 「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドラインについて」について

1. 一農林水産省総合食料局一



18総合第1386号  
平成19年1月4日

社団法人 日本加工食品卸協会  
会長 國分 勸兵衛 殿

農林水産省総合食料局食品産業企画課長

「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドラインについて」について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第10条第2項及び第11条の3第2項の簡易算定方式の見直しを踏まえ、特定事業者が排出見込量を算定するために具体的な方法を示す「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン」についても改正を行い、別添のとおり公表する。

なお、この「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン」に関する今後の情報提供については、これにより広い関係者に機動的に周知する観点から、文書の形式によるほか農林水産省及び関係団体のホームページに掲載するなどにより行うこととするので、御了知ありたい。

また、これに伴い、「特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン」（平成9年4月16日付け9-7農林水産省総合食料局企画課長通達）については、廃止することとしたので併せてお知らせする。

なお、貴職から貴団体の会員に対し、周知方お願いする。































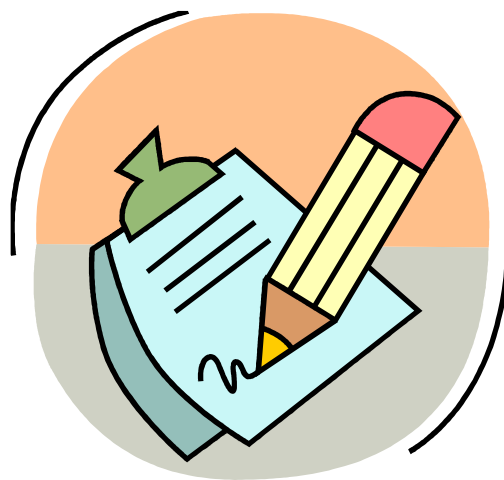




















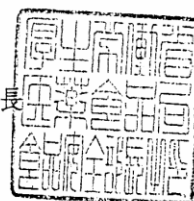
# 広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について

—厚生労働省医薬食品局—

食安発第 0131003 号  
平成 19 年 1 月 31 日

関係食品等事業者団体の長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



## 広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について

今般、広域流通食品の製造・販売等を行う菓子製造業者において、不適切な衛生管理が継続的に行われていたという事案が判明しました。

本事例については、これまでの関係自治体の立入調査の結果、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下、「法」という。）第 19 条第 2 項違反に該当する事由（科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた表示）のほか、食品の製造・加工工程において消費期限切れ等の原材料の使用、製造記録等の作成・保存等の不備及び細菌検査体制の不備等が認められました。

これらについては、法第 3 条において、食品等事業者の責務として「販売食品等の原材料の安全性の確保」や「必要な情報に関する記録の作成・保存」に努めなければならないと規定されているほか、法第 50 条第 2 項に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(昭和 47 年 11 月 6 日付け環食第 516 号別記 (1)。平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号最終改正。以下、「管理運営基準に関するガイドライン」という。)においても、適切な原材料の使用及び記録の作成・保存等について所要規定が整備されているものであり、同様の事例の再発防止の観点からは食品等事業者におけるこれらの遵守が必要と考えられます。

については、同様の事例の再発防止のため、食品の安全性の確保について自覚と責任感を持ち、食品の製造、販売等を行うよう改めてお願いするとともに、広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者（以下、「広域流通食品等事業者」という。）に対し、下記の事項について、一層の衛生管理の徹底に努められるよう周知方お願いします。

### 記

広域流通食品等事業者は、食品の安全性の確保に係る責務を果たすことが重要であり、製造から販売に至るまでの各段階における適切な衛生管理、食品の製造等に係る記録の作成・保存、適正な表示の実施等を徹底し、食品等事業者の責務を定めた法第 3 条を遵守すること。具体的には次の (1)～(3) について実施すること。

(1) 食品製造等における衛生管理

ア 法第3条第1項及び管理運営基準に関するガイドラインの第2の6(2)を踏まえ、原材料として使用する食品は、在庫管理を徹底し、消費期限内のものとする等、適切なものを選択すること。

イ 従来より示している衛生管理の指針である衛生規範に従うこと。また、法第50条第2項に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上構すべき措置を定めた条例に従い、施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成する場合には、衛生規範等のガイドラインや科学的・合理的根拠を十分に踏まえること。さらに、自主検査体制、事故発生時の回収等措置、異物混入等の苦情があった場合の対応等についても整備すること。

(2) 記録の作成・保存

法第3条第2項及び「食品衛生法第3条第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号別添。以下、「記録の作成・保存に係るガイドライン」という。)を踏まえ、使用した原材料の期限表示に係る記録等、食品の製造・加工・保存等に係る記録を適正に作成し、自治体の食品衛生監視員が立ち入る際には、求めに応じて提示できるよう適切に保存すること。

(3) 期限の表示

ア 既存の消費期限又は賞味期限の見直しの際には、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」(平成17年2月25日付け食安基発第0225001号別添)及び「加工食品の表示に関する共通Q&A(第2集:期限表示について)」を踏まえ、食品等の特性等に応じて、微生物試験、理化学試験及び官能試験の結果等に基づき、科学的・合理的に行うこと。なお、流通の都合等により科学的・合理的根拠なく、消費期限及び賞味期限を超えた期限を表示しないよう留意すること。また、製品の期限設定の一覧とその根拠を作成し、製造又は加工する工場等に備え付けておくこと。

イ 食品期限表示の設定のためのガイドラインを踏まえ、消費期限及び賞味期限の設定根拠に関する資料等について、消費者等から求められたときには積極的に情報提供すること。

# 食品期限表示の設定のためのガイドラインの 周知徹底について

—農林水産省消費・安全局—

18消安第12371号

平成19年2月1日

食品製造業関係団体期限表示担当者 各位

農林水産省消費・安全局表示・規格課長

食品期限表示の設定のためのガイドラインの周知徹底について（通知）

食品の期限表示に関しては、「食品衛生法（昭和22年法律第233号）」及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和22年法律第175号）（JAS法）」に基づき、「消費期限」又は「賞味期限」を表示することを製造業者等に義務付けているところです。

期限表示の設定については、「加工食品の表示に関する共通Q&A（第2集：期限表示について）」でその考え方を示しているところではありますが、食品の品質保持に関する情報を把握する立場にあり、当該製品に責任を負う製造業者等が、科学的かつ合理的根拠をもって適切に設定すべきものです。

このため、厚生労働省と農林水産省は、製造業者等が期限表示を設定する際や、業界団体等のガイドライン作成に資するよう、食品全般に共通した期限表示の設定に関するガイドラインとして、平成17年2月に「食品期限表示の設定のためのガイドライン（以下、「期限表示ガイドライン」という。）」（平成17年2月25日付け16消安第8982号）を公表しているところです。

今般、一部の食品製造業者が社内基準より長い消費期限の表示を行っていた事実が判明するなど、消費者の期限表示に対する信頼を揺るがす事態が生じています。

こうした中、食品の期限表示に対する消費者の信頼を確保するためには、各製造業者等が期限表示の設定に係る自らの責任を十分認識し、期限表示ガイドライン等を踏まえた科学的かつ合理的根拠に基づく期限表示の設定を適切に行うことが極めて重要となっています。

つきましては、改めて期限表示ガイドラインを踏まえた貴団体のガイドラインの作成をご検討いただくとともに、傘下の製造業者等に対し、各製造業者等が期限表示ガイドラインの考え方を踏まえた科学的かつ合理的根拠に基づく期限表示の設定を適切に行い、消費者等への情報提供に努めていただくよう周知をお願いします。















# 食品リサイクル制度の見直しについて

平成19年2月  
農林水産省  
総合食料局食品産業企画課

## 食品リサイクル制度の見直しについて

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会  
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会  
最終とりまとめ(案)

### 1. 見直しの経緯

食品リサイクル法（平成13年5月施行）では、概ね5年ごとに基本方針の見直し及び法の施行状況の検証を行うこととされている。

このため、平成17年10月から「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会（座長：牛久保明邦東京農業大学教授）」において検討を開始した。

18年9月以降は、共管省である環境省の「中央環境審議会」と合同で審議を重ね、12月26日に最終とりまとめ(案)を整理し、1月26日までパブリックコメントを実施した。

### 2. 最終とりまとめ（案）の概要

最終とりまとめ（案）は、食品リサイクル制度の現状と抱えている課題を踏まえつつ、今後の同制度の一層の進展のために、主として以下について見直し方向を提言

#### （1）再生利用等実施率目標のあり方

現行制度では、食品循環資源<sup>\*1</sup>の再生利用等の実施率<sup>\*2</sup>目標は、業種・業態に関わらず一律に20%に設定されている。平成17年度における我が国全体の実施率は重量ベースで52%に達する一方、企業数で見ると、目標達成企業は全体の2割程度にとどまるなど業種・企業間で取組に格差も見られることから、これらの実態を踏まえ、取組の一層の推進を図る観点から新たな目標値を設定する必要がある。

新たな目標値の設定に当たっては、

- ① 業種の特性を考慮し、業種別の達成目標を設定するとともに、
- ② 個々の食品関連事業者に自社目標を算出させて、行政が適宜、指導監督していく仕組みを設けることが必要である。

※1 食品廃棄物のうち資源として活用できる有用なもの

※2 食品廃棄物等の発生抑制や、食品循環資源を再利用する取組等により、廃棄物としての排出量を減らした率。

## (2) 食品廃棄物等の発生抑制の推進施策のあり方

現行の食品廃棄物等の発生抑制については、企業自身も量的に把握しづらいことや、業種・業態の事情が反映されていなかったこと等から、取組が十分ではないとの指摘がある。

このため、再生利用等の目標とは別に、業種・業態ごとに発生抑制の目標を設定することが必要である。

## (3) 再生利用等の取組内容の報告・公表のあり方

再生利用等の取組内容を公表することは、食品関連事業者が自社の現状を把握し、改善を行う動機付けになるなど有用であるが、現行制度では、国への報告や情報公開は義務付けられていない。

このため、多量発生事業者\*に対し、再生利用等の実施状況について報告を求め、情報公開を行うことが必要である。

※ 年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の事業者

## (4) 再生利用及びエネルギー利用の促進施策のあり方

現行制度では、食品廃棄物の再生利用手法は、①肥料化、②飼料化、③油脂製品化、④メタン化に限定されており、また、4手法の間で優先性はない。

しかしながら、技術の進歩や社会情勢の変化を踏まえ、

- ① 飼料自給率向上を図る観点から、飼料化を優先するとともに
- ② 再生利用製品の需要、技術の確立の状況、環境への負荷等を考慮した上で、4手法以外の新たな再生利用手法を追加することを検討する必要がある。

## (5) 広域的・効率的な再生利用の促進策のあり方

食品循環資源の再生利用を一層推進していくためには、食品循環資源が再生利用製品の原料として安定的に供給できる仕組みを整えとともに、製造されたリサイクル製品が確実に利用される取組を増やしていくことが必要である。

このため、食品関連事業者が、リサイクル肥飼料等を利用して生産された農畜産物を購入・販売する取組を認定する制度を設け、認定された場合には、食品循環資源の広域的な一括収集が可能となるよう、収集運搬について廃棄物処理法の特例の適用を拡充することが必要である。

## (6) チェーン方式により事業展開する食品関連事業者のあり方

現行制度では、食品循環資源の再生利用等の実施率は、チェーン方式で事業展開している事業者であっても、経営主体ごとに評価していることから、例えばフランチャイズ店では店舗単位で評価することとなり、取組が非効率になるとの指摘がある。

このため、本部機能を有する部署によってチェーン全体を指導できる食品関連事業者は、チェーン全体で一つの事業者とみなし、リサイクル等に取り組んだ実績の評価や、行政による指導等の対象とできる措置を講じることが必要である。

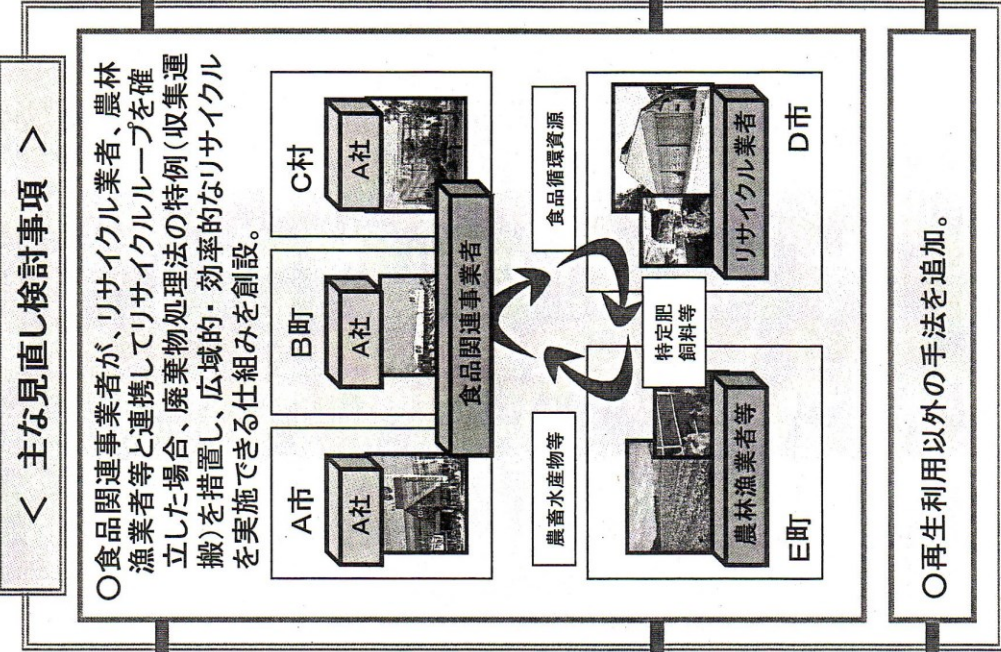


# 「食の循環」の推進（食品リサイクル制度の見直し）

**法の目的**  
食品廃棄物のリサイクルを促進することによって、食品に係る資源の有効な利用の確保、廃棄物の発生抑制、食品関連産業の健全な発展を図る。

**地産地消**  
地域内での食の循環を進めることにより地産地消を推進

**〔関連施策〕**  
○リサイクル肥料で生産された製品を、地域で確実に使用するリサイクルシステムの構築を促進。(制度改正・予算措置)



**飼料自給率向上**  
エコフィードが輸入飼料に置き換わることにより飼料自給率が向上

**〔関連施策〕**  
○食品リサイクル法の基本方針において飼料化重視の方向性を明示。(基本方針の改正)  
○「食品残さ飼料化ガイドライン」の推進。(予算措置)

**環境保全型農業推進**  
地域需要に応じたリサイクル肥料の供給

**〔関連施策〕**  
○たい肥を含めた有機質肥料の供給  
○情報の把握、発信により需要に応じたリサイクル肥料の供給を誘導(予算措置)

**バイオマス・ニッポン 総合戦略推進**  
BDF、メタン化に加え、バイオマス発電の推進により、バイオマスエネルギーの導入を促進

**〔関連施策〕**  
○バイオマス交付金により、地域の実情に即したバイオマスの活用を推進。(予算措置)